管理コード	提案事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040010	公共施設アセットマネジメントによる地方債の特例	地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条	地方財政法第5条では、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。」と規定しており、地方債の対象経費を建設事業等に限定しており、単なる施設の除去費用は地方債の対象経費とさせていない。	適正な公共施設アセットマネジメント計画を定め、公共施設の除却によって将来の財政負担を軽減するものについては、公共施設の除却費用に地方債を充当可能とすること。	最内のある市の調査では、築30年以上の建物が全体の約4割、ほか3市町の結果も平均46%となっている。公共施設の老朽化が急速に進展している。 （市町村財政の現状） ・少子高齢化に伴う社会保障関係費の増大等 ・全ての施設の維持補修、建替の財源確保は困難 ・廃止・除却も進まなければ財政悪化がない （課題） ・公共施設の廃止を決定しても、除却費用を一般財源で賄うことは非常に困難 ・除却費用がないという理由で、利用頻度の減った公共施設を延命＋管理費用の増加 ・老朽化した公共施設が残り、非効用地の売却等、用途変更に支障＋更に財政圧迫 （必要性） ・除却費用になんらかの財政措置があれば、公共施設の統廃合を含めた公共施設アセットマネジメントを積極的に実施できる （ 除却費用も地方債の対象経費として認めて欲しい （現行制度） ・地方債の対象経費は、地方財政法第5条により、建設事業等に限定 ・除却費用については、新たな施設の建設に伴うもののみ対象 【提案する新制度】 ①地方財政法第5条、地方財政法の特例 市町村が作成する、個別の施設ごとに施設毎の法用目的や維持更新費削減効果積算経等を記載した公共施設アセットマネジメント計画を、県が審査し知事が承認する。これにより、将来の財政負担等を踏まえ、単年ごとに発ばさ ることが保障できるので、公共施設アセットマネジメント計画に基づいた公共施設の除却費用について、地方債を充当可能にする。 【提案に係経済効果など】 ①公共施設アセットマネジメントの推進 ②将来の維持管理費、修繕費の経常的な経費が軽減、住民サービスの向上等	F	I	（1）　直ちに措置できない理由 地方財政法第5条については、地方債の対象を将来世代にも効用が及ぶ公共施設等の建設事業などに限定しており、このことは公共施設等の計画的な管理における除却との関係を慎重に整理する必要がある。ただ、仮に地方債の対象とする場合でも、構造改革特区で対応すべきか、全国的に議論すべきかなどの対応方法を検討する必要がある。 （2）　検討の際の論点及び検討内容 ①　地方財政法第5条では、地方債の対象を将来世代にも効用が及ぶ公共施設等の建設事業などに限定しており、施設の除却費用は、建替え等の場合には、建設事業の費用の一部として、地方債の対象とされているところ。 ②　建替え等を伴わない一般的な除却費用については、地方財政法第5条の特例として、地域再生法に基づく地域再生計画とは切り分けた除却事業などで、特別な事情が認められる場合に限り地方債の対象とされている。これは、当該事業が地域再生を図るために特に重点的に取り組む必要があるとの考え方に基づくものであり、ただ、地域再生法に基づく除却費用については、国連補助金の対象とり得るもの除却方債の対象とされている。 ③　ご提案の趣旨は、公共施設の老朽化が進む中で、今後予定される公債の原資でもあり、地方公共団体の財政健全と、緊縮一辺倒で、公共施設の計画的な管理は、地方債の適切な充当を保障する観点からも妥当な取組みであると、こうした観点から、一般的な施設の除却費用を地方債の対象とすることについては、慎重に検討を行う必要がある。 ④　なお、仮に地方債の対象とする場合でも、全国的なニーズを把握したうえで、特区対応とすべきか、全国的に展開すべきかはさら、資金ゼロのように慎重するからどについて検討する必要がある。 （3）　検討方法及びプロセス等 上記論点について、総務省において検討のうえ、必要であれば対応を行う。 （4）　スケジュール 6月下旬～10月　総務省において全国的なニーズ把握等を実施（把握等の方法について現在検討中） 10月以降　上記の結果に基づき、除却費用の取扱いについて結論を得る	F	I	地方債の特例	100910	埼玉県	埼玉県	総務省